練習船の設備	教員の要件	実習の期間
次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第六号及び第七号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。 一　実習用海図机 二　実習用海図 三　ジャイロコンパス 四　実習用六分儀（実習生の数の二分の一以上の数が備えられていること。） 五　レーダー 六　音響測深機 七　ロラン受信機	練習船の実習体制を確保するため、実習を担当する教員について、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、実習の統括管理及び指揮監督の方法等が適切であることにより、これと同等の実習体制が確保されていると認められる場合は、この限りでない。 一　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条の規定により乗り組ませなければならないこととされている船舶職員のほか、実習を担当する教員が三人以上乗り組んでいること。ただし、実習生が八十人以下の場合は二人を、四十人以下の場合は一人を減ずることができる。 二　教員は、三級海技士（航海）の資格又はこれより上級の海技士（航海）の資格の海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。	大学等又は高等専門学校（修業年限が三年以上であって、商船に関する課程を修めて卒業した者に対し、学士の学位を授与する大学等又は高等学校（専攻科の課程にあっては、六月以上の教育を行うものに限る。）の専攻科の課程にあっては、中等教育学校の専攻科の課程にあっては、六月以上の教育を行うものに限る。）において、船舶職員及び小型船舶操縦者法第十条第一項第一号に掲げる海技士（航海）の資格又はこれより上級の海技士（航海）の資格の海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。 表の基準に適合する練習船にあっては、専門学校又は高等学校にあっては九月以上、高等学校又は中等教育学校にあっては一年以上の教育を行うものに限り、三月以内にその期間のうち六月以上の期間において、総トン数五百トン以上の漁船で甲種漁業又は一本釣漁業に従事するための練習船にあっては、大学等又は高等専門学校にあっては六月以上、高等学校又は中等教育学校にあっては一年以上の教育を行うものに限る。）であること。

練習船の設備	教員の要件	実習の期間
次に掲げるものが備えられていること。 一　出力装置 二　補機 三　電気設備 四　自動制御装置 五　海洋環境汚染の防止装置（油水分離器、汚水処理装置を含む。）	練習船の実習体制を確保するため、実習を担当する教員について、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、実習の統括管理及び指揮監督の方法等が適切であることにより、これと同等の実習体制が確保されていると認められる場合は、この限りでない。 一　船舶職員及び小型船舶操縦者法第十八条の規定により乗り組ませなければならないこととされている船舶職員のほか、実習を担当する教員が三人以上乗り組んでいること。ただし、実習生が八十人以下の場合は二人を減ずることができる。 二　教員は、三級海技士（機関）の資格又はこれより上級の海技士（機関）の資格の海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。 三　二の海技士の資格は、三級海技士（機関）第一種養成施設の場合にあっては、当該資格についての海技免許について機関限定としていない内燃機関に限定したものでないこと。	1　大学等又は高等専門学校にあっては九月以上、高等学校又は中等教育学校にあっては一年以上であること。 2　1の期間には、蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習が含まれていること。 3　2の蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習は、六月以上であること。

実習科目	
1　航海に関する科目 一　航海計器 使用法、誤差測定及び精度 二　航路標識 特性及び利用 三　水路図誌 種類、改補及び使用法	程を設置するものに限る。）にあっては一年六月以上であること。ただし、大学等にあっては、練習船が漁船である場合には、そのうち六月以内の期間に限り、総トン数五百トン以上の漁船で甲種漁業又は一本釣漁業に従事するための練習船（この表の基準に適合するものに限る。）をもって代えることができる。
1　航海に関する科目 一　航海計器 使用法及び誤差測定 二　航路標識 特性及び利用 三　水路図誌 種類及び使用法	るものに限る。）をもって代えることができる。
1　機関に関する科目 一　出力装置 運転、保守及び故障に対する処置 二　プロペラ装置 運転、保守及び故障に対する処置	スであっては六月以上、高等学校又は中等教育学校にあっては一年六月以上であること。 2　三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、ディーゼル機関を推進機関とする練習船による実習が六月以上及び蒸気タービン推進機関とする練習船による実習が三月以上、内燃機関（三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、ディーゼル機関を推進機関とする練習船による実習が六月以上含まれていること。 3　大学等にあっては、練習船による場合には、船舶職員及び小型船舶操縦者法第十条第一項第一号に掲げる海技士（機関）の資格又はこれより上級の海技士（機関）の資格の海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。 4　大学等にあっては、練習船による場合には、船舶職員及び小型船舶操縦者法第十条第一項第一号に掲げる海技士（機関）の資格又はこれより上級の海技士（機関）の資格の海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。
1　機関に関する科目 一　出力装置 運転、保守及び故障に対する処置 二　プロペラ装置 運転、保守及び故障に対する処置	とする練習船による実習は、六月以上、高圧蒸気を使用する蒸気タービンプラントを装備する練習船による実習をもって代えることができる。 4　大学等にあっては、練習船による場合には、船舶職員及び小型船舶操縦者法第十条第一項第一号に掲げる海技士（機関）の資格又はこれより上級の海技士（機関）の資格の海技免許について履歴限定されている者を除く。）であること。